### 意見公募手続結果概要

(様式2)

#### 平成31年 2月 日

### 担当部課

### 【案件名:なわて健康プランⅡ(中間報告)についての意見募集】

平成31年 1月15日~2月14日の間、実施いたしました当該案件に係る意見公募手続の結果の概要は、以下のとおりです。

## ①提出意見の件数

合計 1 名 (提出者の人数)

延べ 2 件 (意見を内容別に集計しています。)

### ②意見の内容別

「たばこ」について 1件

「歯」について 1件

## ③提出意見に対する市の考え方

# 意見に対する考え方 意見の概要 P60~「5. たばこ」について 「(4)今後の方向性」でお示ししたとおり、 市内の全面禁煙飲食店は21%で大阪府内 市民に対しては、喫煙や受動喫煙による 平均の14%より高い。禁煙飲食店の割合は 影響についての周知・啓発や禁煙への 受動喫煙防止の重要な指標でもあり禁煙飲 関心を高める啓発を行うとともに、平成 食店が増えるよう、市としても一層尽力してほ 30年 12月に施行しました「四條畷市受 動喫煙防止条例」に定める「受動喫煙 しい。 防止宣言事業者認定証(仮称)」の登録 ・小 規 模 店 や個 人 経 営 店 に対 する全 面 禁 煙 化についての改装費の助成制度の提案 事業者を積極的に開拓し、民間の事業 ・喫煙者の禁煙治療費の助成制度の提案 者や飲食店に対しても受動喫煙対策を 推進してまいります。 P60~「5. たばこ」でお示ししたとおり、喫 P53~「4. 歯」について ・喫煙者や受動喫煙による歯科口腔や全身へ 煙及び受動喫煙が与える影響につい の影響を強調し、施策や啓発につなげてほし て、歯周病を含めて肺がん以外の全身

い。 への影響は認知度が低くなっています。 ・歯科口腔保健の観点からも、全面禁煙であ そのため、たばこの「(4)今後の方向性」 る「大阪府受動喫煙防止条例」の早期制定と でお示ししたとおり、市民に対しては、喫 市での周知徹底をお願いしたい。 煙や受動喫煙による影響についての周 知・啓発や禁煙への関心を高める啓発 を行うとともに、平成30年12月に施行し ました「四條畷市受動喫煙防止条例」と 併せて、市民の健康づくりを推進し、未 来を育む子どもたちの笑顔がはじけるま ちをめざして、市を挙げて「住みたくなる・ 住み続けたくなる」まちの整備に取り組 んでまいります。